

第 1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、中野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

2 内容・位置付け

- ・市行動計画は、特措法第 8 条に基づき、中野市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

3 対象とする疾患

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症

感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

- ・鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

4 見直し

- ・ 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- ・ また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

5 これまでの市行動計画作成の経過

国では、平成 17 年（2005 年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。

本市においてもそれらを踏まえつつ、以下のとおり改定を行ってきた。

（1）新型インフルエンザ対策行動計画（平成 21 年 3 月）

（2）新型インフルエンザ対策行動計画【改定版】（平成 21 年 9 月）

6 作成の過程

（1）中野市健康づくり推進協議会での説明及び意見聴取

- ・ 平成 25 年 8 月 29 日に開催した中野市健康づくり推進協議会において、市行動計画の策定について説明を行った。
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、11 月 7 日に開催した中野市健康づくり推進協議会において、医学及び学識経験者等から意見を聴取した。

（2）中野市新型インフルエンザ対策本部会議での検討

- ・ 10 月 3 日及び 11 月 25 日に開催した中野市新型インフルエンザ対策本部会議において、市行動計画（案）について検討を行った。

（3）パブリックコメントにより市民から意見を聴取

- ・ 10 月 7 日から 10 月 28 日までにおいて、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施し、市民から意見聴取を行った。

（4）市行動計画（最終案）の了承

- ・ 1 月 20 日に開催した中野市新型インフルエンザ対策本部会議において、上記(1)から(3)までにおいて聴取された意見を反映した市行動計画（最終案）が了承された。

（5）市行動計画の決定

- ・ 平成 26 年 2 月 3 日、市行動計画を決定した。